

埼玉県省エネ診断事業者登録・省エネ診断事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者の申請により、県が民間事業者の事業所に省エネ診断事業者を派遣して、当該事業所（以下「診断対象事業所」という。）の省エネ診断を実施するため、省エネ診断事業者の登録及び省エネ診断の実施について必要な事項を定め、当該事業の適正な執行を確保し、もって、民間事業者の二酸化炭素排出量削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者 埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者をいう。
- 二 省エネ診断事業者 温暖化対策及び省エネルギー対策についての情報及び能力を持つ事業者で省エネ診断事業の趣旨を理解し、県が進める温暖化対策事業等に協力する意思があり、第6条の規定により登録された者をいう。
- 三 省エネ診断 民間事業者の事業所に対して経済性の高い温暖化対策及び省エネルギー対策の余地を調査し、併せて設備の運用改善や設備導入等の対策を行った場合の効果やコストを試算し提案することをいう。

(取り扱う情報の範囲)

第3条 本事業で取り扱う情報の範囲は、省エネ診断事業者が診断対象事業所で省エネ診断事業を実施するための情報とする。ただし、知事が本事業の対象とすることが不適当と判断するものを除く。

(省エネ診断事業者の責務)

第4条 省エネ診断事業者は次の各号に従って省エネ診断を実施しなければならない。

- 一 省エネ診断事業者は、この実施要綱、県と締結する契約書及び仕様書等の内容を十分に理解した上で省エネ診断を実施すること。
- 二 省エネ診断事業者は、県と省エネ診断業務にかかる契約書の締結後、すべての省エネ診断業務が契約期間内に完了するように、診断スケジュールを調整し管理すること。
- 三 省エネ診断事業者は、診断対象事業所のエネルギーの使用状況並びに使用している設備や機械等の仕様及び稼働状況を確認し、温暖化対策及び省エネルギー対策の余地を診断すること。
- 四 省エネ診断事業者は、診断対象事業所の担当者のみならず経営者等も省エネ診断の内容を理解できるように、具体的かつわかりやすい省エネ診断結果報告書を作成する

こと。

(省エネ診断事業者の要件)

第5条 省エネ診断事業者となるための要件は次の各号の全ての要件に該当することとする。

一 次に掲げるいずれかの事業において、登録申請を行う前々年度の四月一日以後に実施した事業の経験が、合計2回以上あること。

ア 埼玉県省エネ診断事業（省エネ診断事業者に限る。ただし、エネルギー使用量等の計測なしの経験は含まない。）

イ 経済産業省所管先進的省エネルギー投資促進支援事業（エネマネ事業者に限る。）

ウ 環境省所管二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）のうち脱炭素化促進計画策定支援事業（支援機関に限る。）

二 第9条の規定により登録を取り消された場合にあつては、登録を取り消された日から2年を経過していること。

三 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした場合。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

(省エネ診断事業者の登録申請)

第6条 省エネ診断事業者となることを希望する者は、省エネ診断事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(登録等の通知)

第7条 知事は、前条に規定する登録申請書が提出されたときは、第5条の規定に基づきその登録の可否を決定し、その旨を前条の登録申請書を提出した者に通知するものとする。

る。

- 2 省エネ診断事業者の登録の期限は、前条に基づく申請のあった年度の3月31日とする。

(登録申請書記載事項の変更)

第8条 省エネ診断事業者は、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、省エネ診断事業者記載事項変更届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 知事は、省エネ診断事業者が第5条に規定する要件を満たさなくなったとき、その他省エネ診断事業者として適当でないと認められる事由が生じたときは、登録を取り消すことができる。

(登録の辞退)

第10条 省エネ診断事業者は、知事に登録省エネ診断事業者辞退届出書(様式第3号)を提出することにより、省エネ診断事業者の登録を辞退することができる。ただし、本事業に基づき県から診断対象事業所の省エネ診断を委託されている者は、当該委託契約完了後でなければ辞退することができない。

(省エネ診断の申請)

第11条 省エネ診断事業の実施を希望する民間事業者(以下「受診事業者」という。)は、省エネ診断事業実施希望申請書(様式第4号。以下「希望申請書」という。)を知事に提出するものとする。ただし、同一の診断対象事業所の希望申請書の提出は同一年度1回限りとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第5条第3号に規定する要件を満たさない受診事業者は、省エネ診断を受診することができない。

(省エネ診断事業者への依頼)

第12条 知事は、前条の規定による希望申請書の提出があり、当該希望申請書の内容が第3条に規定する範囲に適合すると認める場合は、受診事業者の名称、所在地及び連絡先を秘匿した上で、省エネ診断事業実施提案依頼書(様式第5号。以下「依頼書」という。)により、診断対象事業所の概要を省エネ診断事業者に対して送付するものとする。ただし、受診事業者が受診事業者の名称等を診断事業者に通知することを承諾した場合にあっては、受診事業者の名称等についても診断事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、次条の規定による回答が得られない場合には、期間を定めて、再度依頼書を送付するものとする。

(知事への回答)

第13条 前条に規定する依頼書の送付を受けた省エネ診断事業者は、知事に対し、省エネ診断事業実施提案書（様式第6号。以下「提案書」という。）により、提案内容等を回答することができる。

（意見照会）

第14条 知事は、第11条に規定する希望申請書を提出した者に、提出から概ね4週間以内に、前条により回答を受けた情報を取りまとめ、次条に規定する委託先の選定の意見を聞くため、その概要を概要通知書（様式第7号）により提供するものとする。

2 前項の規定により概要通知を受けた者は、知事に対し、委託先の選定に係る意見について省エネ診断事業者選定意見書（様式第8号）により回答する。

（省エネ診断事業者への委託）

第15条 知事は第13条の規定に基づく回答の中から、省エネ診断業務を委託する省エネ診断事業者を選定する。

2 知事は、前項の委託を実施する場合は、希望申請書を提出した者に通知する。

（診断の実施）

第16条 省エネ診断事業者は、前条に規定する業務を受託後、受診事業者へ省エネ診断事業について連絡し、日程調整等を行った上で、診断を実施するものとする。

（状況報告）

第17条 知事は、省エネ診断事業者に、省エネ診断の状況について、報告を求めることができるものとする。

（診断報告）

第18条 省エネ診断事業者は、省エネ診断の結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、提出された報告書を確認した上で、受診事業者に送付する。

3 前項に規定する確認は、次の各号により行うものとする。

一 省エネ診断事業者は、あらかじめ省エネ診断結果報告書の確認依頼書（様式第9号）により報告書について知事の確認を受けるものとする。

二 知事は、前号の規定による確認の結果について省エネ診断事業者に通知するものとする。

三 第1号の規定に基づく確認の結果、報告書の修正が必要とされた省エネ診断事業者は、遅滞なく必要な修正を行った報告書を再提出するものとする。

4 知事は、受診事業者に対して省エネ診断の受診後に、報告書に記載された対策の実施状況等について、必要な調査を実施することができる。

(守秘義務)

第19条 県及び省エネ診断事業者は、本事業の実施において知り得た情報（第12条の規定に基づき知事から通知された情報を含む。）を漏らしてはならない。ただし、県は、省エネ診断を実施した受診事業者の承諾を得た上で、経済性の高い温暖化対策及び省エネルギー対策その他の事業概要等を広報することができる。

2 省エネ診断事業者は、本事業の実施に当たり、あらかじめ守秘義務等に関する誓約書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(県の責任)

第20条 第17条の規定による報告後に当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる契約については、県は一切の責任を負わない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和元年5月7日から施行する。

なお、埼玉県目標設定型排出量取引制度省エネ診断支援事業実施要綱は同日をもって廃止する。

附則

この要綱は令和2年6月12日から施行する。

附則

この要綱は令和3年5月25日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月18日から施行する。

様式一覧

様式	名称
様式第1号	省エネ診断事業者登録申請書
様式第2号	省エネ診断事業者記載事項変更届出書
様式第3号	省エネ診断事業者辞退届出書
様式第4号	省エネ診断事業実施希望申請書
様式第5号	省エネ診断事業実施提案依頼書
様式第6号	省エネ診断事業実施提案書
様式第7号	省エネ診断事業概要通知書
様式第8号	省エネ診断事業事業者意見書
様式第9号	省エネ診断結果報告書の事前確認依頼書
様式第10号	注意書
様式第10号	省エネ診断事業守秘義務等に関する誓約書

省エネ診断事業者登録申請書

(あて先) 埼玉県環境部温暖化対策課長

申請日 年 月 日

FAX : 048-830-4777

Mail : a3030-19@pref.saitama.lg.jp

埼玉県省エネ診断事業に係る省エネ診断事業者として登録を希望される方は、下記記載事項に御記入いただき、上記連絡先までお送りください。

1 省エネ診断事業者登録情報

法人名称 (※1)		代表者 職・氏名	
本店所在地 (※1)	所在地	:	〒
ホームページ (※1)	URL	:	
省エネ診断 事業 担当部署等 情報 (必ず記入してください)	事業所 名称	:	
	事業所 所在地	:	
	所属部署	:	
	従業員数	:	名 (うち省エネ診断事業担当者数 名)
	担当者(※2) 役職	:	担当者(※2) 氏名
	TEL	:	FAX
	E-mail	:	
埼玉県入札 参加資格	あり(建設・物品)・なし		

※1 県HPの省エネ診断事業者一覧に掲載させていただく情報です。

※2 原則、書類等の受け渡しやメール等の送受信、連絡等は担当者を行う予定です。

2 技術管理者候補者の情報

省エネ診断業務受託時に省エネ診断業務の遂行に必要な資格を有し、知識と経験を豊富に有する者として技術管理者を選任いただきますが、その技術管理者の候補者の情報を記載してください。

	技術管理者候補者①	技術管理者候補者②	技術管理者候補者③	技術管理者候補者④
氏名				
所属				
役職				
雇用形態 ※1、※2				
資格 ※3				

※1 雇用形態の名称を記載してください。(例：正社員、契約社員、嘱託など)

※2 雇用期間に定めがある場合には雇用期間も記載してください。

※3 省エネ診断業務の遂行に必要な資格は以下のとおりです。上記表に該当する資格番号を記載してください。

- | |
|---|
| <p>①エネルギー管理士、</p> <p>②技術士（衛生工学部門）、③技術士（機械部門）、④技術士（電気電子部門）、</p> <p>⑤建築物環境衛生管理技術者、⑥電気主任技術者、⑦ボイラー技士、</p> <p>⑧冷凍機械責任者、⑨エネルギー診断プロフェッショナル</p> |
|---|

3 登録要件情報

(1) 以下の省エネ診断事業者登録資格に関して令和3年度以降の診断実績を御記入ください。

なお、令和3年度以降の診断実績に再委託実績が含まれる場合には、かっこ内に再委託の件数を記入してください。

登録要件	令和3年度以降の 診断実績 ※かっこ内は再委託件数
① 埼玉県省エネ診断事業（省エネ診断事業者に限る。ただし、エネルギー使用量等の計測なしの経験は含まない。）	件 (件)
② 経済産業省所管先進的省エネルギー投資促進支援事業（エネマネ事業者に限る。）	件 (件)
③ 環境省所管二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）のうち脱炭素化促進計画策定支援事業（支援機関に限る。）	件 (件)

※ 過去2年間の実績のうち主な2件について別紙「省エネ診断事業者業務経歴書」を提出すること。

(2) 令和3年度以降の省エネ診断実績について業種分類別及び設備別に御記入ください。

なお、得意な業種が**6つ以上存在する場合には、特に得意とする業種上位5つまで**を選択し御記入ください。

また、令和3年度以降の診断実績に**再委託実績が含まれる場合には、かっこ内に再委託の件数**を記入してください。

ア 業種別に診断実績及び得意な業種の有無を御記入ください。

業種 ※日本標準産業分類（大分類） による分類	診断実績 ※かっこ内は 再委託件数	得意な業種 の有無 ※5つ以内	得意とした業種の詳細 ※日本標準産業分類の 中分類 などを記載
1 農業、林業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
2 鉱業、採石業、砂利 採取業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
3 建設業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
4 製造業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
5 電気・ガス・熱供 給・水道業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
6 情報通信業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
7 運輸業、郵便業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
8 卸売業、小売業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
9 金融業・保険業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
10 不動産業、物品賃 貸業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
11 学術研究、専門・ 技術サービス業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
12 宿泊業、飲食サー ビス業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
13 生活関連サービ ス業、娯楽業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
14 教育、学習支援業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
15 医療、福祉	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
16 複合サービス業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
17 その他サービス業	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	
18 その他の分類	(件 件)	<input type="checkbox"/> 得意	

イ 設備別に診断実績の有無及び得意な業種の有無を御記入ください。

なお、得意な業種が**6つ以上存在する場合には、特に得意とする業種上位5つまで**を選択し御記入ください。

設備	診断実績の有無	得意な設備の有無 ※5つ以内	得意とした設備の詳細 ※可能な範囲で設備の詳細を御記入ください。
1 空調	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
2 熱源・熱搬送設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
3 照明設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
4 換気設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
5 冷凍・冷蔵設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
6 コンプレッサ	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
7 受変電・電気設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
8 生産設備	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
9 工業炉	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	
10 その他設備 ※コージェネレーションシステムや新エネルギー設備など	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 得意	

(様式第 1 号別紙)

省エネ診断事業者業務経歴書

業務経歴①

事業名 ※国又は県の診断事業名を記入	
診断実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
診断対象事業所 業 種	
診断対象事業所 所在地	
計測又は EMS ※実施したものを選択	<input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> EMS
主な提案内容	

業務経歴②

事業名 ※国又は県の診断事業名を記入	
診断実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
診断対象事業所 業 種	
診断対象事業所 所在地	
計測又は EMS ※実施したものを選択	<input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> EMS
主な提案内容	

上記のとおり業務経歴を証明します。

年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代表者職・氏名

省エネ診断事業者等記載事項変更届出書

(あて先) 埼玉県環境部温暖化対策課長

届出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

FAX : 048-830-4777

Mail : a3030-19@pref.saitama.lg.jp

埼玉県省エネ診断事業に係る省エネ診断事業者として登録した内容に変更が生じた方は、変更内容を御記入いただき、上記連絡先までお送りください。

1 基本情報

※基本情報に変更があった場合には、変更後の情報を御記載ください。

法人名称		代表者 職・氏名	
本店所在地	所在地 : 〒 _____		

2 変更内容

変更があった項目について、変更前後の内容を御記載ください。

※ 変更があった項目の□内に○を付け、変更箇所のみ御記載ください。

[] 省エネ診断事業者登録情報

	変更前	変更後
法人名称		
代表者 職・氏名		
本店所在地	〒 _____	〒 _____
ホームページ		
担当者 職・氏名		
事業所所在地		
電話番号		
FAX番号		
E-mail		

[] 技術管理者候補者の情報

	技術管理者 候補者①	技術管理者 候補者②	技術管理者 候補者③	技術管理者 候補者④
氏 名				
所 属				
役 職				
雇用形態 ※1、※2				
資 格 ※3				

[] 省エネ診断事業者登録資格

	変更前 ※該当項目に○を付けてください。	変更後 ※該当項目に○を付けてください。
省エネ診断事業者	埼玉県登録省エネ診断事業者（過去2年間の登録に限る。）	埼玉県登録省エネ診断事業者（過去2年間の登録に限る。）
	経済産業省先進的省エネルギー投資促進支援事業のエネマネ事業者登録	経済産業省先進的省エネルギー投資促進支援事業のエネマネ事業者登録
	環境省脱炭素化促進計画策定支援事業の支援機関登録	環境省脱炭素化促進計画策定支援事業の支援機関登録

(様式第3号)

登録省エネ診断事業者辞退届出書

(あて先) 埼玉県環境部温暖化対策課長

届出日 年 月 日

FAX : 048-830-4777

Mail : a3030-19@pref.saitama.lg.jp

埼玉県省エネ診断事業に係る省エネ診断事業者の登録を辞退する方は、下記記載事項を御記入いただき、上記連絡先までお送りください。

法人名称		代表者 職・氏名	
本店所在地	所在地		
ご担当者様 (必ず記入してください)	所属部署 役職 TEL E-mail	氏名 FAX	

以下の事項について御記入ください。

辞退日	年 月 日
受託中の 省エネ診断	有 (契約期間: 年 月 日 から 年 月 日まで) 無
辞退理由	(自由記述)

省エネ診断（専門診断）申請書

(あて先) 埼玉県知事

申請日 年 月 日

提出先 FAX : 048-830-4777 E-Mail : a3030-19@pref.saitama.lg.jp

埼玉県省エネ診断事業者登録・省エネ診断事業実施要綱に定める民間事業者[※]であり、埼玉県省エネ診断事業の実施を希望するので下記のとおり申請します。

※ 民間事業者の定義

埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者をいう。

1 申請者基本情報

申請者名（会社名）		
代表者 職・氏名		
資本金		円
従業員数（法人全体）		人
診断希望事業所	郵便番号	
	所在地	
	事業所名	
事業所の規模	大規模事業所 [※] ・ 中小規模事業所	
担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-Mail	

※ 大規模事業所…年間エネルギー使用量（原油換算）が3か年度連続して1,500キロリットル以上の事業所

2 事業所の情報

(1) 事業所概要

※概算値または推計値でも差し支えありません。

従業員数（事業所）				人
業種				
主な生産品目				
年間作業時間・日数		日		時間
階層・延べ床面積		階建		m ²
敷地面積				m ²
建物竣工年（西暦）				年
主な建物の構造（任意）	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・複合構造			
年間光熱水費	5百万円未満・5百～1千万円・1～3千万円・3～5千万円・5千万円以上			
電気使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし			
燃料使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし			
省エネ診断実績※	あり・なし			

※ 過去に省エネ診断を受けたことがある場合は、診断レポートの写しを併せて御提出ください。

(2) 事業所における過去1年間のエネルギー等使用状況等

※概算値または推計値でも差し支えありません。

燃料等種類	年間使用量			
	電気	電力使用量	kWh	契約電力
都市ガス				m ³
LPG				kg・m ³
重油	A 重油・B 重油・C 重油			L
その他燃料①	燃料種		使用量	
その他燃料②	燃料種		使用量	
上下水道				m ³

(3) 設備状況とエネルギー比率

- ・所有設備の有無を記入する（○を記入する）
- ・可能であれば、各設備の能力・台数などを記入する
- ・概ね 15 年以上使用する設備の有無及び内容等を記入する
- ・事業所全体のエネルギーを 100%とした各設備のエネルギー使用比率を記入する
※概算値または推計値でも差し支えありません。不明な場合は県に御相談ください。

設備名	設備の有無	設置台数・能力など	15年以上使用する設備の内容	エネルギー使用比率
受変電設備（変圧器、蓄電池等）				%
照明設備				%
個別式空調機（パッケージエアコン等）				%
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）				%
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）				%
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）				%
エアーコンプレッサー				%
給・排水ポンプ				%
給・排気ファン				%
排水処理設備				%
生産設備① （ ）				%
生産設備② （ ）				%
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）				%
デマンド監視装置				
エネルギー計測・制御装置（EMS）				

3 診断希望内容

(1) 診断・提案を希望する設備

・希望の有無を記入する（○を記入する）

設備名	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する設備等）
受変電設備（変圧器、蓄電池等）		
照明設備		
個別式空調機（パッケージエアコン等）		
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）		
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）		
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）		
エアーコンプレッサー		
給・排水ポンプ		
給・排気ファン		
排水処理設備		
生産設備① （ ）		
生産設備② （ ）		
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）		

(2) 診断・提案を希望する対策内容区分

・希望の有無を記入する（○を記入する）

対策内容区分	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する対策内容等）
運用改善		
部分更新、機能付加		
設備更新		
その他		

(3) 診断を希望する時期

診断希望時期	診断希望時期*	月	日	～	月	日
	(対応不可の時期	月	日	～	月	日)

※希望に沿えない可能性があります。希望がない場合には空欄としてください。

(4) その他希望内容

(1)～(3)以外について、省エネ対策にあたって課題と感じている点や苦慮されている点、アドバイスを受けたい事項や要望等があれば、自由に御記入ください。

- (記載例)
- ・ 廃熱の有効的な活用方法を検討したい。
 - ・ 燃料の転換を検討したい。
 - ・ 設備のダウンサイジングによるエネルギーコストの低減を図りたい。

-
-
-

4 事業所特有の状況

事業所特有の特殊な設備（一般的でない燃料で動く設備や、高圧電力で動く設備）がある場合や、計測において支障になる事情等がある御記入ください。

-

5 事業所情報の公表について

省エネ診断事業者の選定に際して、基本的には省エネ診断事業者に貴事業所の名称及び所在地を伝えた上で選定を行います。ただし、貴社の都合上、非公表とされたい場合には、県にその旨申し出てください。

- ※ 対象事業所名を伝えることで、診断事業者からより精度の高い提案を受けられる可能性があります。診断事業者には県が守秘義務を課した上で情報提供します。

個人情報の取扱いについて

下記に掲げる個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲において、県と省エネ診断事業者との間で共有します。

●個人情報

- ①省エネ診断事業実施希望申請書記載事項
- ②省エネ診断の状況に関する情報
- ③設置している設備に関する情報
- ④その他省エネ診断の運営に必要な情報

●利用目的

- ①対象要件の確認
- ②省エネ診断の状況把握、提案
- ③設備更新の分析、提案
- ④その他省エネ診断事業の適切な運営

(様式第5号)

省エネ診断事業実施提案依頼書

年 月 日

省エネ診断事業者 様

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県省エネ診断事業について、下記事業所から省エネ診断事業の実施希望がありました。省エネ診断業務委託の業者選定への参加を希望する診断事業者の方は、「省エネ診断事業実施提案書」(様式第6号)により提案内容を回答くださるようお願いいたします。

提案書提出期限 年 月 日 () まで

回答先

埼玉県環境部温暖化対策課 担当：計画制度・排出量取引担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 電子メール a3030-19@pref.saitama.lg.jp
--

案件

案件番号	
案件名称	

1 事業者基本情報

(1) 事業所名称等

事業者名	
事業所名	

※ 省エネ診断申請者の承諾があった場合のみ記載しています。記載がない場合は、契約締結まで非公表となります。

(2) 事業所の所在地域

地域	市町村
南部	川口市、蕨市、戸田市
県央	さいたま市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
利根	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北部	熊谷市、深谷市、寄居町、本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

2 事業所の情報

(1) 事業所概要

従業員数（事業所）				人
業種				
主な生産品目				
年間操業時間・日数		日		時間
階層・延べ床面積		階建		m ²
敷地面積				m ²
建物竣工年（西暦）				年
主な建物の構造（任意）	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・複合構造			
年間光熱水費	5百万円未満・5百～1千万円・1～3千万円・3～5千万円・5千万円以上			
電気使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし			
燃料使用量の把握方法	設備単位・ライン単位・フロア単位・事業所全体のみ・不明又は該当なし			
省エネ診断実績*	あり・なし			

(2) 事業所における過去1年間のエネルギー等使用状況等

燃料等種類	年間使用量			
	電気	電力使用量	kWh	契約電力
都市ガス				m ³
LPG				kg・m ³
重油	A 重油・B 重油・C 重油			L
その他燃料①	燃料種		使用量	
その他燃料②	燃料種		使用量	
上下水道				m ³

(3) 設備状況とエネルギー比率

設備名	設備の有無	設置台数・能力など	15年以上使用する設備の内容	エネルギー使用比率
受変電設備（変圧器、蓄電池等）				%
照明設備				%
個別式空調機（パッケージエアコン等）				%
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）				%
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）				%
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）				%
エアーコンプレッサー				%
給・排水ポンプ				%
給・排気ファン				%
排水処理設備				%
生産設備① （ ）				%
生産設備② （ ）				%
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）				%
デマンド監視装置				
エネルギー計測・制御装置（EMS）				

3 診断希望内容

(1) 診断・提案を希望する設備

設備名	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する設備等）
受変電設備（変圧器、蓄電池等）		
照明設備		
個別式空調機（パッケージエアコン等）		
中央式空調機および空調用熱源機器 （エアハンドリングユニット、冷凍機、冷却塔等）		
蒸気供給設備（蒸気ボイラー等）		
生産系熱源機器・冷熱源機器 （温水ボイラー、冷凍機（チラー）、冷却塔等）		
エアーコンプレッサー		
給・排水ポンプ		
給・排気ファン		
排水処理設備		
生産設備① （ ）		
生産設備② （ ）		
その他 （多くエネルギー使用している設備があれば、 具体的に記入してください。）		

(2) 診断・提案を希望する対策内容区分

対策内容区分	診断希望の有無	自由記入欄（特に希望する対策内容等）
運用改善		
部分更新、機能付加		
設備更新		
その他		

(3) 診断を希望する時期

診断希望時期	診断希望時期*	月	日	～	月	日
	(対応不可の時期)	月	日	～	月	日

※希望がない場合には空欄となります。

(4) その他希望内容

(1)～(3)以外について、省エネ対策にあたって課題と感じている点や苦慮されている点、アドバイスを受けたい事項や要望等。

<ul style="list-style-type: none">●●●

4 事業所特有の状況

事業所特有の特殊な設備（一般的でない燃料で動く設備や、高圧電力で動く設備）や計測において支障になる事情等

<ul style="list-style-type: none">●

5 本依頼書の内容について

本依頼書の記載内容は、診断提案書の作成のために事業者からの申請内容に基づき作成されたものであり、県がすべての内容を確認したものではありません。

実際に診断をする際には、改めてヒアリングや計測、事業所との打合せ等を行ってください。

省エネ診断事業実施提案書

年 月 日

埼玉県知事

名称

代表者名

所在地

省エネ診断	案件番号 _____ の省エネ診断を希望します
-------	-------------------------

1 提案書

別紙のとおり

2 提案金額

本案件については以下の金額で省エネ診断を実施する予定です。

提案金額 (税込)	_____ 円
--------------	---------

3 担当者連絡先 (必ず記入してください)

担当者	部署	
	役職	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	E-Mail	

省エネ診断業務実績

< 業務実績 >

※受診事業者の業種と同じ業種又は類似の業種の診断実績

	1 件目	2 件目	3 件目
委託業務名			
発注元	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 埼玉県 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 埼玉県 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 埼玉県 <input type="checkbox"/> その他 ()
計測又は EMS を用いた 診断の有無	<input type="checkbox"/> 計測有 <input type="checkbox"/> EMS 診断有 <input type="checkbox"/> 両方なし	<input type="checkbox"/> 計測有 <input type="checkbox"/> EMS 診断有 <input type="checkbox"/> 両方なし	<input type="checkbox"/> 計測有 <input type="checkbox"/> EMS 診断有 <input type="checkbox"/> 両方なし
履行期間	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
受診事業者の業種 <small>※日本標準産業分類（大分類）による分類</small>			
診断業務概要			
提案対策内容 <small>（提案した対策のうち特徴的な対策を 3 件まで記載）</small>			

- (注) 1 記載する実績は**診断機関の実績**とし、件数は**3 件以内**とする。
 2 実績は**令和 3 年度及び令和 4 年度の業務**を対象とする。
 3 提案対策内容は、「**対策内容、対象設備名、削減効果 (CO2 削減量及び削減金額)、投資回収年数 (運用改善などで費用を要しない対策については、その旨)**」を記載すること。
 4 別紙 1 が 2 ページ以上になることは差し支えありません。

省エネ診断提案内容

文末の【省エネ診断提案内容の記載における注意事項】をよく読んだ上で、記載してください。

1. 診断の方針・着眼点

「省エネ診断事業実施提案依頼書（以下「依頼書」という。）」の記載された下記の「対象事業所固有の状況」を踏まえ、診断の基本的な方針や着眼点等を可能な限り具体的に記載してください。

● 「対象事業所固有の状況」

- ・ 依頼書 2(3)に記載された「設備の設置状況及び設備別エネルギー使用比率」
- ・ 依頼書 3(1)に記載された「診断・提案を希望する設備」
- ・ 依頼書 3(2)に記載された「診断・提案を希望する対策内容区分」

2. 診断方法

「対象事業所固有の状況」及び「1.診断の方針・着眼点」で提案した内容を踏まえ、削減余地や削減効果等の把握に必要な方法（ヒアリング、資料調査、設備現地確認及び計測等）を、下記に記載する項目をそれぞれ明確にして、可能な限り具体的に記載してください。なお、「把握する方法」に関しては、計測が想定される設備や計測の手順について記載してください。

● 記載が必要な項目

- ・ 把握対象とする設備
- ・ 把握する目的
- ・ 把握する方法

3. 対策内容

「対象事業所固有の状況」及び「1.診断の方針・着眼点」「2.診断方法」で提案した内容を踏まえ、提案できる可能性があると想定される対策内容を、下記に記載する項目をそれぞれ明確にして、可能な限り具体的に記載してください。特に削減効果や実現可能性が高いと想定される対策を記載してください。

● 記載が必要な項目

- ・ 対象とする設備と内容
- ・ 対策の効果（想定される削減率や削減量を記載）

- ・ 対策の効果または実現可能性が高いと想定される理由

注) 対象とする設備と内容ごとに分けて対策内容を記載すること。本提案書においては 5 項目程度 (4~6 項目) に絞って記載すること。(ただし、実際の診断事業において、本提案書の内容を基本としたうえで、さらに多くの提案を行うことを妨げるものではない。)

記載例)

- ① ○○設備の○○対策について
△△△△△△△△△△△△△△△△
 - ② ○○設備の○○対策について
△△△△△△△△△△△△△△△△
 - ③ ○○設備の○○対策について
△△△△△△△△△△△△△△△△
 - ④ ○○設備の○○対策について
△△△△△△△△△△△△△△△△
 - ⑤ ○○設備の○○対策について
△△△△△△△△△△△△△△△△
- } 5 項目程度
(4~6 項目)

4. スケジュール

診断実施にあたり以下の内容を記載してください。

● **記載が必要な項目**

- ・ 各工程の内容と全体の実施期間
- ・ 工程ごとの所要期間
- ・ 受診事業者が対応すべき事項

5. その他希望内容への対応

依頼書 3 (4)に記載された「その他希望内容」への対応を記載してください。

6. その他 PR 等

その他事業者の利益となる事項や省エネ対策に関する診断事業者の基本的な考え方、受診事業者に提案したい技術や手法、診断実施にあたって受診事業者に対し配慮したい事項等について記載してください。(ただし、診断事業者名やそれを類推させる事項の記載、自社製品等の提示等は禁止とします。)

なお、本項目は受診事業者による評価の参考資料として使用されるもので、県は評価を行いません。

【省エネ診断提案内容の記載における注意事項】

- (1) 本提案書を基に県と受診事業者が受託者決定のための評価を行うので、記載した内容すべてについて整合をとり、併せて簡潔でわかりやすい内容とすること。
- (2) 県は 1～4 の項目ごとに受託業者決定のための評価を行うので、所定の項目に沿って記載し、項目の統廃合は行わないこと。特に、依頼書 2(3)に記載された「設備の設置状況及び設備別エネルギー使用比率」及び依頼書 3 に記載された「受診事業者の希望」について、本提案書でどのように記載しているかを評価する。各項目について十分な分量の記載を行うこと。1～4 の各項目の提案に関して、別添の資料や図表を使用するときは、その旨を必ず提案書本文に明示すること。(明示のない添付資料、補足資料については、評価の対象としない。)
- (3) 全体の分量は図表を含め最大で A4 用紙 10 ページ以内とすること。(図表及び関連する記述を含まない分量として、2～3 ページ程度を目安とする)
- (4) 診断事業者名やそれを類推させる事項の記載、自社製品等の提示等は絶対に行わないこと。
- (5) 本提案書は、受託者の決定のために使用するものである。実際の診断事業においては、本提案書の内容を基本としたうえで、受診事業者からのヒアリング結果等を踏まえ、(県及び)受診事業者との合意の上で一定程度の診断内容変更を行っても良いものとする。(受診事業者の合意やその他合理的な理由がなく、診断内容の省略や簡素化等を行うことは認めない。)
- (6) 計測の内容については、受診事業者からの資料調査、ヒアリング、現地確認等を踏まえ決定すること。

省エネ診断事業概要通知書

年 月 日

様

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県省エネ診断事業に係る貴社からの実施希望申請について、下記の登録省エネ診断事業者から省エネ診断の提案がありましたので、各省エネ診断業者の提案内容をお知らせします。

提案内容を御確認いただき、下記期限までに、各提案に対する意見を別添「省エネ診断事業者選定意見書」（様式第8号）により御提出くださるようお願いいたします。

1 省エネ診断事業者提案状況

診断事業者	提案内容

2 提出期限 年 月 日

省エネ診断事業者選定意見書

提出日 年 月 日

(あて先) 埼玉県環境部温暖化対策課長

提出者 名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで通知のあった省エネ事業者の提案内容に対する意見は次のとおりです。

1 省エネ診断事業者の評価及び評価理由

診断事業者	評価点数	理由

※ 評価点数について

- 以下のとおり各診断事業者の提案内容を評価してください。

非常に強く受診を希望する	40点
強く受診を希望する	30点
受診を希望する	20点
あまり受診を希望しない	10点
受診を希望しない	0点

2 事業所基本情報

診断対象事業所		
御担当者様 連絡先 (必ず記入してください)	所属部署	
	役職	氏名
	TEL	FAX
	Email	

(様式第9号)

省エネ診断結果報告書の確認依頼書

依頼日 年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

事業者名

代表者名

所在地

下記の埼玉県省エネ診断業務について、省エネ診断結果報告書の確認を依頼します。

1 案件番号

2 報告書

別添のとおり

3 報告書の形式チェック

次ページのチェック表にて

確認済		未確認	
-----	--	-----	--

4 担当者連絡先 (必ず記入してください)

担当者 連絡先	所属部署	
	役職	氏名
	TEL	FAX
	Mail	

省エネ診断報告書に仕様書で定めた以下の内容について記載していることを確認してください。

【チェック表】

✓欄	項目	内容
	表紙	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度 埼玉県省エネ診断事業の表記 受診事業所名称 受託者名称 報告年月
	診断の概要	<ul style="list-style-type: none"> 受診事業所概要 <p>事業者名称、事業所名称、所在地、産業分類（中分類）、建物規模、竣工年、床面積、従業員数、操業状況（年間操業日数、日操業時間）</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 診断機関概要 <p>診断機関名称、所在地、担当部署名、診断責任者、診断担当者、診断期間、報告日</p>
		<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用設備 <p>主要設備一覧（能力、主な仕様、台数、導入時期、耐用年数）</p>
	省エネ対策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ対策の実施状況の評価 <p>省エネ等に関する推進体制、設備更新状況、運転管理状況、管理標準の有無、設備ごとのエネルギー使用量計測の有無 等</p>
	エネルギー使用状況	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用状況等のグラフ及び表 <p>エネルギー種別のエネルギー使用量のグラフ及び表、エネルギー種別のエネルギー費用のグラフ及び表、設備区分ごとのエネルギー使用比率のグラフ及び表</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 各グラフ等についての分析結果及び評価等
	エネルギー使用量等の計測結果	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー計測項目、計測設備及び計測実施日 計測結果のグラフ及び分析結果・評価
	エネルギー使用に係る課題や効果等のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 次に示す観点で整理したエネルギー使用に係る課題と原因の表 <ol style="list-style-type: none"> ① 運用改善 ② 部分更新・機能付加 ③ 設備更新 <p>・上記課題の対策内容、対策費用、対策による効果（エネルギー使用量、コスト及びCO2排出量の削減量）及び投資回収年数をまとめた表</p>
	省エネ対策の個別説明	<ul style="list-style-type: none"> 現状の課題と原因 対策の根拠 具体的な実施方法 対策に要する費用（設備費・工事費）及び削減効果の算定根拠・計算過程

(様式第 10 号)

守秘義務等に関する誓約書

(あて先) 埼玉県環境部温暖化対策課長

私(当社)は、令和5年度の埼玉県省エネ診断事業者登録・省エネ診断事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づく省エネ診断(以下、「本件診断」という)における省エネ診断事業者として登録を行うにあたり、下記とおひ誓約します。

- 1 本件診断の受診を希望する事業者に関して知りえた情報(診断対象者、所有設備、エネルギーの使用に関する情報ほか一切の内容を含む。)は、本件診断の実施にのみ使用または利用することとし、将来にわたって本件診断以外の目的(営業活動等)に用いませぬ。
- 2 本件診断の業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはいたしません。ただし、やむを得ない事情から第三者に委託等する場合には、あらかじめ埼玉県知事に書面による承認を得ることといたします。
- 3 要綱第5条第3号のアからオのいずれにも該当しません。

※ 要綱第5条第3号

ア 役員等(中小企業者等民間事業者及び省エネ診断事業者が個人である場合にはその者を、中小企業者等民間事業者及び省エネ診断事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした場合。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代表者職・氏名